

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業
要求水準書

令和5年6月

富山市

目次

第 1 総則	1
1 要求水準書の位置づけ.....	1
2 事業用地	1
3 用語の定義.....	1
4 遵守すべき法制度等	1
5 諸条件	3
第 2 設計業務における基本的な考え方	6
1 本事業における基本的な考え方	6
2 設計業務対象施設に係る要求水準.....	9
第 3 公募対象公園施設の設置及び管理業務	12
1 設置	12
2 管理業務	14
第 4 特定公園施設の設計及び整備.....	15
1 設計	15
2 整備	17
第 5 特定公園施設等の管理業務	22
1 維持管理業務総則	22
2 維持管理業務要求水準.....	25

添付資料

資料 1 用語の定義

資料 2 事業用地

- ・ 位置図
- ・ 整備区域
- ・ 管理区域
- ・ 公募対象公園施設 整備可能区域
- ・ 測量図（平面図）

資料 3 ボーリング試験データ

資料 4 民俗民芸村等の入場者数

提供資料（CD 貸与）

提供資料 1 フットパス連絡橋周辺広場整備基本設計（抜粋）

提供資料 2 図面 CAD データ（基本設計ほか）

提供資料 3 富山観光ホテル図面

第1 総則

1 要求水準書の位置づけ

呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業要求水準書は、呉羽丘陵フットパス連絡橋と一体的に利用できる広場（以下「本広場」という。）の整備並びに呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、富山市（以下「本市」という。）が、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）に要求するサービス水準を示すものです。

官民連携事業の持つ特性である事業者の創意工夫、アイデア、ノウハウ、技術力、資金調達能力等を最大限に活用するため、各要求水準については、基本的な考え方のみを示すにとどめ、本事業の目的を達成する具体的な方法、手段等は、事業者の発想に委ねることにします。

2 事業用地

本事業の事業用地の位置を「資料2 事業用地（位置図）」に、本事業の事業対象区域を「資料2 事業用地（整備区域、管理区域）」に示します。

3 用語の定義

要求水準書中において使用する用語の定義は、本文中において特に明示されたものを除き、呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場官民連携事業公募設置等指針（以下「公募設置等指針」という。）及び「資料1 用語の定義」において示すとおりとします。

4 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、都市公園法及び地方自治法（昭和22年法律第67号）のほか、次に掲げる関連法令等（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。）を遵守するとともに、関連する要綱及び基準（最新版）についても、適宜参照ください。

なお、次に記載のない法令等についても、必要により適宜参照ください。

【法令、条例等】

- ① 都市公園法
- ② 地方自治法
- ③ 都市計画法、景観法、屋外広告物法
- ④ 建築基準法、消防法
- ⑤ 電気事業法
- ⑥ 個人情報保護に関する法律など、個人情報保護及び情報公開に関する法令
- ⑦ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）
- ⑧ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- ⑨ 文化財保護法

- ⑩ 食品衛生法
- ⑪ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法
- ⑫ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑬ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- ⑭ 地球温暖化対策の推進に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネルギー法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ⑯ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
- ⑰ 警備業法その他各種のビル管理関係法律
- ⑱ 建設業法その他各種の建築資格関係法律及び労働関係法律、男女平等に関する法令、並びに雇用及び労働に関する法令
- ⑲ 条例
 - i) 富山市都市公園条例、富山市都市公園条例施行規則
 - ii) 富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の配置に関する基準を定める条例
 - iii) 富山市文化財保護条例
 - iv) 富山市環境基本条例
 - v) 富山市個人情報保護条例、富山市情報公開条例
 - vi) 富山市会計規則、富山市物品規則などの公の会計事務に関する法令
 - vii) 富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - viii) 富山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
 - ix) 富山市公契約条例
 - x) 富山市行政手続条例
 - xi) 富山行政財産の使用及び使用料に関する条例
 - xii) 富山市受動喫煙防止条例
 - xiii) 富山市景観まちづくり条例
 - xiv) 富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例
 - xv) 富山県民福祉条例
 - xvi) 富山県暴力団排除条例
- ⑳ その他関連法令、条例

【要綱、基準等】

- ① 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
- ② 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- ③ 富山県民福祉条例施設整備マニュアル
- ④ 雨水流出抑制施設設置基準（富山市）
- ⑤ 富山市排水設備工事施工指針

- ⑥ 富山県地域防災計画に基づく施工指針
- ⑦ 土木構造物標準設計図（富山県）
- ⑧ 設計・積算・共通仕様書・様式・基準類（富山県）
- ⑨ その他関連要綱及び基準

5 諸条件

(1) 立地条件

本事業の予定地である呉羽山公園の概要は、次のとおりです。

表 1-4 呉羽山公園の概要

公園名称	呉羽山公園
所在地	富山市安養坊他
公園種別	都市公園（総合公園）
公園面積	都市公園面積：約 24.8ha
設置年月	昭和 31 年 10 月
主な公園施設 ・ 広場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 呉羽山展望台 ・ 富山市民俗民芸村 （民芸館、民芸合掌館、民俗資料館、陶芸館、考古資料館、箕牛人記念美術館、茶室円山庵、とやま土人形工房） ・ 都市緑化植物園 ・ 桜の広場 ・ ちびっこ広場
既存建築物 建築面積	一般施設（便所、資料館等）：約 2,750 m ²

(2) 敷地条件

本事業における整備対象施設の敷地概要等、現在の利用状況、周辺のインフラ整備状況、及び土壌・地質等の状況については以下のとおりです。提供資料も合わせて参照ください。

ア 敷地概要等

敷地の概要、法規制等は、次のとおりです。

表 1-5 敷地概要等

事業用地名称	（仮称）呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場（富山観光ホテル跡地）
事業用地所在地	富山市呉羽町 外
事業用地面積	約 19,680 m ² （広場・園路：約 12,330 m ² 、 駐車場：約 2,150 m ² 、水路等：約 1,600 m ² 、 その他（現況）：約 3,180 m ² 、連絡橋：約 420 m ² ）
事業用地への 交通アクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路線バス：富山駅から（高岡線・呉羽駅行き）12分、徒歩3分 ・ 自家用車：富山駅から約13分
都市計画上の 制限	都市計画区域内、市街化調整区域 風致地区
地域地区等	用途地域：市街化調整区域（建ぺい率60%、容積率200%）

	※都市公園のため不適用	
	防火地域：指定なし（第 22 条区域の指定なし）	
市街化調整区域	都市計画法 34 条への適合が必要	
日影規制	なし	
開発許可	あり（市街化調整区域内の建築）	
高度利用地区	なし	
地区計画	なし	
風致地区	風致地区条例の許可が必要 （建築高さ 12m 以下、建ぺい率 40% 以下、外壁壁面後退等）	
土砂災害・急傾斜地	土砂災害特別警戒区域：適用無し 急傾斜地崩壊危険区域：一部計画区域/特別計画区域	
接道条件	北側市道 6-326 長岡新茶屋町線に接道 ※県道 44 号 富山高岡線とは高低差があり、接道していない	
建ぺい率の上限 （都市公園法） 容積率	<ul style="list-style-type: none"> ・建ぺい率：4%（都市公園面積：約 24.8ha） ・利便増進施設（占用物件）の特例設置：駐車場、看板・広告塔 ※本事業において、利便増進施設の設置は想定していない	
その他	旧富山観光ホテルの杭の残置あり	
該当する法規制	都市計画法	都市計画法第 53 条の許可に該当する
	土壤汚染対策法	第 4 条第 1 項に基づく届出が必要
	屋外広告物法	富山市屋外広告物条例（禁止地域外）に該当する
	景観法	富山市景観まちづくり条例に該当する
	駐車場法	富山市建築物における駐車施設の設置等に関する条例に該当しない
	建設リサイクル法	500 m ² 以上の新築・増築の場合は該当する
	バリアフリー法	富山県民福祉条例に該当する
	建築物省エネ法	省エネ適合性判定、省エネ届出・説明が必要
	文化財保護法	富山市埋蔵文化財包蔵地に一部該当
	条例	<ul style="list-style-type: none"> ・富山市都市公園条例、富山市都市公園条例施行規則 ・富山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の配置に関する基準を定める条例 ・富山市屋外広告物条例（禁止地域外）
その他周辺状況	隣接地（敷地南東側）に風致保安林あり	

イ 現在の利用状況

表 1-6 現在の利用状況

機能	位置	現在の利用状況
① 連絡橋	—	工事中
② フットパス	呉羽山側	既存部分
③ フットパス	城山側	既存部分含む
④ 園路	呉羽山側	連絡橋の工事ヤード
⑤ 広場	呉羽山側	連絡橋の工事ヤード
⑥ 駐車場	呉羽山側	既存
⑦ トイレ	呉羽山側	連絡橋の工事ヤード

⑧	にぎわい施設		
⑨	多目的広場、芝生広場	城山側	既存
⑩	ビジターセンター	城山側	既存

ウ インフラ状況

本広場内及び周辺のインフラ施設の整備状況については、以下に示すとおりです。それぞれの項目において事業者にて布設してください。「提供資料1 フットパス連絡橋周辺広場整備基本設計（抜粋）」を参照ください。

(ア) 上水道

- ・ 北側市道 6-326 長岡新茶屋町線に φ150 布設済み。

(イ) 下水道

- ・ 北側市道 6-326 長岡新茶屋町線に φ200 布設済み。

(ウ) 雨水排水

- ・ 北側市道 6-326 長岡新茶屋町線へ放流可能か検討中。その他水路も検討中。

(エ) 電力

- ・ 北側市道 6-326 長岡新茶屋町線に電柱あり。

(オ) ガス

- ・ 北側市道 6-326 長岡新茶屋町線に φ50 布設済み。

エ 土壌・地質等の状況

- ・ 「資料3 ボーリング試験データ」を参照してください。
- ・ 事業用地内の土砂災害特別警戒区域等については、富山市土砂災害ハザードマップ（地区別1）富山地区12_呉羽地区を参照してください。
(https://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/13242/1/12toyama_kureha.pdf?20221017152225)
- ・ 事業用地内の埋蔵文化財包蔵地については、インフォマップとやま_まちづくり情報マップ（遺跡地図）を参照してください。
(<https://www2.wagmap.jp/toyama/Agreement?IsPost=False&MapId=22&RequestPage=%2ftoyama%2fPositionSelect%3fmid%3d2>)
- ・ 事業用地周辺にある下水道管路施設は、インフォマップとやま_まちづくり情報マップ（下水道台帳）を参照してください。
(<https://www2.wagmap.jp/toyama/PositionSelect?mid=29>)

オ その他

その他、事業予定地の敷地条件に関しては、次に示す資料を参照ください。

①敷地の現況	「資料2 事業用地（測量図（平面図）」
②履歴資料	「提供資料3 富山観光ホテル図面」
③その他	「資料4 民俗民芸村等の入場者数」

第2 設計業務における基本的な考え方

本章は、公募対象公園施設と特定公園施設を対象に規定します。

1 本事業における基本的な考え方

(1) 基本方針

本事業における設計にあたっては、公募設置等指針に示す本広場整備の基本方針等を踏まえ、次のアからオに示す五つの事業用地利活用コンセプトに配慮してください。なお、以下に各基本方針における考え方の例を示します。

ア 「日常利用」

(ア) 眺望を楽しむ散歩広場

広場や橋梁からの眺望を楽しみ、芝生でピクニックや散歩、運動など日常的な活用。

(イ) 桜の時期のお花見

春はお花見ができる公園として活用。 など

イ 「環境学習」

(ア) 環境学習、文化交流事業

ウォーキングや歴史散策等の既存イベントとの連携。

食育支援、子育て支援事業の実施。

フットパスや多目的広場を活用したスポーツイベントやオープンキッチンによる料理教室等の実施。

(イ) 収穫祭等で地元農家と連携

生産地で収穫を体験するイベントを開催し、周辺地域との交流。

など

ウ 「健康増進」

(ア) ウォーキングを促進する企画や情報発信

フットパスを健康的、効果的に歩くための専門家や、健康増進を目標としたストレッチサポーターを配置。

(イ) 園路の整備

安全に歩けるよう園路の管理。

(ウ) おしゃれに歩くためのグッズ展開

アウトドアのみではなく、日常使いできるおしゃれなアイテムの販売。 など

エ 「飲食サービス」

(ア) 富山産を存分に堪能できるメニューの提供。

- (ウ) 分かりやすい空間構成及び視認性に優れたサインを適切に配置してください。

(3) ユニバーサルデザイン

- (ア) 利用者が不自由なく安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮してください。
- (イ) 空間と調和したサイン計画を行ってください。また、ユニバーサルデザインの観点から、認知が容易であるものにしてください。
- (ウ) バリアフリー計画については、以下の事項に留意して計画してください。
 - (a) 広場、園路や駐車場の整備にあたっては、富山県民福祉条例に規定する「移動等円滑化のために必要な施設の設置基準」に準拠し、誰もが安全に、安心して利用できるよう配慮した計画としてください。
 - (b) 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた計画としてください。

(4) 環境への配慮

ア 地域性・景観性

- (ア) 地域及び周辺環境との調和を図りつつ、地域から親しまれ愛される、都市公園として相応しい景観を創ってください。そのため、ランドスケープデザインに配慮して設計してください。
- (イ) 工事期間中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制する計画としてください。
- (ウ) 凍結防止対策及び積雪対策を適切に講じてください。
- (エ) 市が必要と判断した時、または地域から求めがあった場合は、説明会等を実施してください。

イ 環境保全・環境負荷低減

- (ア) 地球温暖化防止の観点から、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、環境保全及び経済性に配慮してください。
- (イ) 再生可能エネルギーの導入を検討してください。

(5) 防災安全計画の考え方

ア 安全性の確保

地震等の自然災害発生時や非常時において安全性の高い公園とし、集中豪雨対策、強風対策及び落雷対策に十分留意してください。また、積雪時の安全対策に十分留意するほか、火災発生時の避難安全対策にも配慮してください。

イ 災害時対応

必要な防災機能を備えるよう配慮してください。なお、事業地は防災拠点とする想定はありません。

ウ 安心・安全な公園空間の形成

外灯や樹木の選定を適切に行い、利用者同士の視認性を確保するなど、本広場の保安管理に配慮してください。

また、ごみのポイ捨てや落書き等が発生しにくいよう配慮した空間形成としてください。

2 設計業務対象施設に係る要求水準

本事業の設計業務対象施設は、公募対象公園施設及び特定公園施設とし、その詳細は次に示すとおりとしてください。

(1) 公募対象公園施設

- (a) 公募対象公園施設の設計にあたっては、各種法令を遵守してください。
- (b) 公募対象公園施設に新たに必要なインフラ（上水道、下水道、雨水排水、電気、ガス等）は、北側市道 6-326 長岡新茶屋町線から整備して接続することを原則とします。なお、上水道においては、北側市道 6-326 長岡新茶屋町線から市にて事業敷地内に布設予定の配管を分岐して連合線とすることを認めます。
- (c) 公募対象公園施設に隣接し、本広場利用者も利用可能な駐車スペースを「富山県ゆずりあいパーキング利用者制度」への施設協力を見据えて 3 台分（車椅子利用者用優先区画 2 台分及び障害者等用区画 1 台分）以上を確保してください。この駐車場は、特定公園施設、公園施設への動線について、バリアフリーに配慮してください。
- (d) 事業終了後解体・撤去が可能なものとしてください。
- (e) 建築面積は、富山市都市公園条例により定められる建ぺい率を超えないもので提案してください。
- (f) 設置する施設数は事業者提案によります。
- (g) にぎわい施設及び利用者向けのトイレを新築してください。にぎわい施設とトイレの合築、別棟は問いませんが別棟とする場合は、にぎわい施設に隣接する配置としてください。利用人数を考慮した規模のトイレを設置してください。
- (h) 広場からの丘陵西部、富山湾への眺望を阻害しない配置としてください。

- (i) 原則、散水による消雪は不可とします。

(2) 特定公園施設

(ア) 広場

- (a) 広場の造成計画は、基本設計を大きく逸脱しない範囲で平坦もしくは緩斜面とし、芝生仕上げを基本としてください。
- (b) 芝の生育に合わせて、適切に養生期間を設けてください。
- (c) 丘陵西部、富山湾への眺望を活かした計画としてください。
- (d) 芝生広場は、6,000 m²程度確保してください。
- (e) 連絡橋のアンカレッジに人が近づくことができないよう、立入防止柵を設置してください。

(イ) 園路

- (a) ベビーカーや車いすの通行に支障がない、平滑な舗装としてください。
- (b) 舗装は耐久性や視認性に配慮した仕様としてください。
- (c) 新設する園路は全てバリアフリー対応としてください。
- (d) 園路の幅員は、管理用車両の通行を考慮した幅員としてください。
- (e) 市道から連絡橋への動線は、ロードヒーティングを設置してください。

(ウ) 駐車場

- (a) 駐車場は改修とし、路面の改修方法は、原則打換え及び区画線引きとしてください。なお、利用者の安全性・利便性に配慮してください。
- (b) 車及び歩行者の通路幅に配慮しつつ、最大限の駐車スペースを確保してください。区画線により駐車スペースを区分してください。
- (c) 重機による機械除雪に配慮した仕上げとしてください。

(エ) 植栽

- (a) 芝生広場は、景観上の調和や、見通しの確保に配慮してください。
- (b) 本広場の南東部分にある林は、風致保安林のため、無許可で剪定・伐採はできませんので留意してください。
- (c) 既存の豊かな樹林を活かし、本広場全体としての印象的な景観形成に寄与するよう、計画してください。
- (d) サクラの新品種「クレハオトメシダレ」を配置してください。

(オ) 照明

- (a) 照明設備の設置は、利用者の歩行性能、防犯性能、景観性能に配慮した計画としてください。
- (b) 照度の設定は、外周園路を含む主要園路及び歩行者が利用する広場について、各種基準を基に、配置及びランプ規格を検討してください。
- (c) 暗がりとなる位置にフットライト等の補助的な照明設備を設置し、夜間も安心して本広場を利用できるように配慮した計画してください。
- (d) 防犯性の確保や、イベント時の照明等に柔軟に対応できるよう、時間帯や人の活動に合わせて制御可能な照明設備としてください。
- (e) 色温度は、電球色を基本とします。
- (f) 光源高さは、提供資料の図面を基本とします。
- (g) 光源は LED とし、省エネルギーに配慮した照明計画としてください。
- (h) 照明器具は、容易に交換ができるよう配慮するとともに、入手困難な電球、電池等を使用しないこととします。
- (i) 照明設備には、必要に応じて電球等の破損による破片の飛散を防止する保護装置を設けてください。また、必要に応じて避雷対策を講じてください。

(カ) その他（上記以外の施設）

基本設計を大きく逸脱しない範囲で、基本設計に記載のない施設の提案も認めますが、各施設との相乗効果、賑わいと活力・魅力の向上への寄与などが十分に期待されるものとしてください。

第3 公募対象公園施設の設置及び管理業務

対象は、にぎわい施設及びトイレとします。

事業者は、本事業の目的に合致し、利用者へのサービス向上のみならず、本広場全体の魅力向上や活性化に寄与するよう、以下の内容の公募対象公園施設の設置及び管理業務を実施してください。

1 設置

(1) 整備対象区域

公募対象公園施設の設置が可能な場所は、「資料2 事業用地（公募対象公園施設 設置可能範囲）」に示す範囲内とし、本広場の利便性・魅力向上への効果が期待される、適切な設置場所を提案してください。

(2) 基本的な考え方

- (a) 公募対象公園施設の設置及び管理業務は、事業者の完全独立採算により実施してください。
- (b) 公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、展望台又は集会所であって、当該施設から生ずる収益を特定公園施設の整備に要する費用に充てることができるものと認められるものとしてください（公園施設に該当しない施設や、利用者が極端に限定される施設は認められません。）。
- (c) にぎわい施設は、本広場の利便性・魅力向上に資する施設を提案してください。飲食のほか、フットパスや地場産品が活用されるサービスの提供やイベントなども期待しています。さらに、一般の広場利用者が、丘陵西部（新湊大橋、富山湾を含む。）への眺望を楽しめる空間づくりにより、本広場に立ち寄りたくなる施設形態の提案を期待しています。
- (d) 公募対象公園施設の管理業務は、特定公園施設の管理業務の内容と一体化し、本広場の魅力増進、賑わいの創出を図れるような管理運営内容を提案してください。また、安定的に持続可能な事業計画としてください。
- (e) 事業者は、公募対象公園施設の設置及び管理業務の実施にあたり、本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはなりません。

(3) 実施体制

ア 設計及び整備に係る実施体制

公募対象施設の設計及び整備の実施に即した体制を構築し、業務着手前に本市に報告してください。

イ 管理業務に係る実施体制

年間を通じ、円滑な管理業務の遂行が可能な実施体制を構築し、業務開始前に本市へ報告してください。なお、地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した実施体制としてください。

(4) 公募対象公園施設の用途の制限

公募対象公園施設の用途については、公園施設に該当するもののうち、事業者の自由提案としますが、次の用途として使用することができないものとします。

- a 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、公序良俗に反する用途及びその他街区の品位や価値を損なう用途。
- b 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような用途。
- c 以下の団体等による利用。
 - (a) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体。
 - (b) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力。
 - (c) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体。

(5) 設置に関する事項

- (a) 設計期間中は、認定計画のとおり設計が進行しているか等について、本市からの求めに応じて、適宜本市へ報告を行ってください。
- (b) 公募対象公園施設の設置に伴い、着工前に建築確認申請書類の写しを、営業開始前に検査済書の写しを、それぞれ本市に提出してください。
- (c) 敷地設定に関する条件は第1 総則 5 諸条件 (2)敷地条件を参照してください。

2 管理業務

(1) 業務に関する事項

ア 維持管理業務

- (a) 公募対象公園施設は、事業者の自己負担により、必要な修繕・更新・除雪を計画的に実施してください。

イ 運營業務

- (a) 公募対象公園施設の営業開始にあたっては、営業開始日、営業時間及び定休日等を含む運営計画を本市へ届け出るものとし、本市の許可を得たうえで、営業を開始してください。
- (b) 営業時間及び定休日等については、事業者の提案によるものとなりますが、近隣住民の生活への影響を考慮したうえで設定してください。
- (c) 営業時の周辺への騒音や振動、臭気による影響等については、周辺環境に配慮してください。
- (d) トイレの利用可能時間は、原則、連絡橋の通行可能時間にあわせてください。

(2) 光熱水費

公募対象公園施設の設置及び管理業務に要する光熱水費は、全て事業者の負担とします。

(3) 設置管理許可期間終了時の措置

事業者は、設置管理許可期間終了時には、公募対象公園施設の一切を解体・撤去し、設置管理許可の開始時の原状に復して本市へ返還することを基本とします。

ただし、許可期間終了後においても、公募対象公園施設として設置された公園施設が本広場の利用者の利便の向上に値すると認められる場合は、本市との協議により、設置管理許可を更新することを可能としますが、認定有効期間終了後は、Park-PFIによる特例措置は適用されない点に留意してください。

第4 特定公園施設の設計及び整備

対象は広場、園路及び駐車場とします。

1 設計

事業者は、特定公園施設を対象とし、本要求水準書、公募設置等指針、公募設置等計画及び基本協定書（以下「協定書等」という。）に基づいて、事業者の責任において、設計業務を実施してください。

(1) 業務の基本的な考え方

- (a) 事業者は、業務の進捗状況に応じ、本市に対して定期的に報告してください。
- (b) 事業者は、業務に必要となる現況測量等を必要に応じて事業者の責任で行い、関係法令に基づいて業務を実施してください。
- (c) 事業者は、「富山県土木部 設計業務等共通仕様書」、「土木工事標準仕様書」、「電気設備工事標準仕様書」及び「都市公園技術標準解説書」（日本公園緑地協会）を基準とし、業務を実施してください。
- (d) 事業者は、各種申請等に係る関係機関との協議内容を本市に報告するとともに、必要に応じて、打合せ議事録や各種許認可等の書類の写しを本市に提出してください。
- (e) 図面、工事費内訳書等の様式、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法については、本市の指示を受けてください。また、図面は、工事毎に順序よく整理して作成し、各々一連の整理番号を付けてください。
- (f) 本市は、設計の検討内容について、事業者から必要に応じて随時聴取することができるものとします。なお、事業者は、作成する設計図書及びこれに係る資料並びに本市から提供を受けた関連資料を、当該業務に携わる者以外に漏らしてはなりません。
- (g) 省エネルギー、省資源を考慮するとともに、ランニングコストを抑えた設備を設計してください。
- (h) 植栽の検討については、造園業者など専門家の意見を聞き、維持管理に配慮した計画としてください。

(2) 業務実施体制

事業者は、設計業務の管理技術者を配置し、組織体制を整備して設計業務着手前に以下の書類を本市に提出してください。また、設計業務の進捗管理については、事業者の責任において実施してください。

- (a) 設計業務着手届
- (b) 管理技術者届（設計経歴書を添付すること。）
- (c) 担当技術者・協力技術者届
- (d) 現場代理人届
- (e) 照査技術者届

(3) 設計業務計画書及び設計業務完了届等の提出

事業者は、設計業務着手前に詳細工程表を含む設計業務計画書を作成し、本市に提出して承諾を得てください。設計業務が完了したときは、設計業務完了届を本市へ提出してください。

(4) 設計に係る書類の提出

設計完了時に次の書類を提出してください。本市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む。）を通知します。

提出図書は全てのデジタルデータ（CAD データも含む。）も提出してください。なお、提出時の体裁、部数等については、次の内容を基準に別途本市の指示するところによるものとします。

- | | |
|---|----|
| (a) 設計図 | 一式 |
| (b) 設計説明書 | 一式 |
| (c) 各種数量計算書 | 一式 |
| (d) 構造計算書 | 一式 |
| (e) 照査報告書 | 一式 |
| (f) 工事費積算内訳書（見積書等を含む。） | 一式 |
| (g) 要求水準書との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (h) 公募設置等計画との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (i) その他必要図書（各種許認可等の書類及び関係機関への説明資料の写しを含む。） | 一式 |
| (j) 上記の全てのデジタルデータ | 1部 |

2 整備

事業者は、協定書等及び設計図書に基づいて、事業者の責任において整備（工事・工事監理）を実施してください。

(1) 整備の内容

ア 基本的な考え方

- (a) 協定書等に定められた本広場の工事・工事監理のために必要となる業務は、本市が実施することとしている業務を除き、事業者の責任において実施してください。
- (b) 工事にあたって必要な関係機関との協議に起因する遅延については、事業者がその責めを負うものとします。
- (c) 事業者は、「富山県土木部 土木工事共通仕様書」、「土木工事標準仕様書」及び「電気設備工事標準仕様書」を基準とし、業務を実施するものとします。

イ 工事計画策定にあたり留意すべき項目

- (a) 関連法令、関連要綱及び各種基準等を遵守・参照して、適切な工事計画を策定してください。
- (b) 工事期間中、公園利用者による連絡橋やフットパスの通行があります。事業者は、公園利用者の安全確保を考慮し、施工手順などを検討してください。
- (c) 工事に伴い想定される騒音、振動、悪臭、粉塵、交通渋滞等については、近隣住民の生活環境や本広場の利用環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の対応を講じて影響を最小限に抑えるための工夫を行ってください。
- (d) 近隣住民への対応について、事業者は、本市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告してください。

(2) 着工前業務

ア 近隣調査、準備調査等

- (a) 工事の着工に先立ち、近隣住民等との調整及び工事準備調査等（周辺家屋影響調査を含む。）を十分に行い、近隣住民等の理解のもとに、工事の円滑な進行を確保してください。
- (b) 工事による近隣住民等への影響を検討し、対応すべき課題があれば適切な対策を講じてください。また、工事完了後についても、工事による近隣住民等への影響がないか確認してください。

イ 工事監理計画書の提出

事業者は、工事の着工前に、工事監理主旨書（重点監理項目や工事監理のポイント等を記載するもの）及び詳細工程表（総合定例打合せ日程や各種検査日程等も明記すること。）を含む工事監理計画書を作成し、次の書類とともに本市に提出して、承諾を得てください。

- | | |
|----------------------|----|
| (a) 工事監理体制届 | 1部 |
| (b) 工事監理者選任届（経歴書を添付） | 1部 |
| (c) 工事監理業務着手届 | 1部 |

ウ 施工計画書の提出

工事を行う者は、工事の着工前に、詳細工程表を含む施工計画書を作成し、次の書類とともに工事監理者に提出してください。工事監理者は、内容を確認した提出書類一式を本市に提出し、承諾を得てください。

【着工前の提出書類】

- | | |
|---------------------------|----|
| (a) 工事实施体制届 | 1部 |
| (b) 工事着工届 | 1部 |
| (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付） | 1部 |
| (d) 仮設計画書 | 1部 |
| (e) 施工計画書 | 1部 |
| (f) 主要資機材一覧表 | 1部 |
| (g) 承諾願（工事記録写真撮影計画書） | 1部 |
| (h) 承諾願（材料搬入予定調書） | 1部 |
| (i) 報告書（下請業者一覧表） | 1部 |
| (j) 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

(3) 工事期間中業務

ア 工事業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画書に従い工事監理業務を実施してください。事業者は工事現場に工事記録を常に整備してください。工事施工においては、次の事項に留意してください。

- (a) 事業者は、工事監理者を通じて工事進捗状況を本市に月1回報告するほか、本市から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行ってください。
- (b) 事業者は、本市と協議の上、必要に応じて、各種検査・試験を行ってください。なお、検査・試験の項目及び日程については、事前に本市に連絡してください。

- (c) 本市は、事業者や工事を行う者が行う工程会議に立ち会うことができるとともに、必要に応じて、随時、工事現場での施工状況の確認を行うことができますものとします。
- (d) 工事にあたっては、既存設計図と現状との整合を確認してください。また、工事の実施時において、事業者が作成した設計図書と現状とで異なる部分があった場合は本市に報告し、対応方針を協議してください。

イ 工事監理業務

- (a) 工事監理者は、工事監理業務の期間中、工事監理の状況を本市に定期的に（毎月1回程度）報告するほか、本市の要請があったときには随時報告を行ってください。
- (b) 本市への完成検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行うものとします。

ウ 利用者への安全対策業務

- (a) 本広場における工事エリアを明確に区分し、施工してください。
- (b) 本広場における工事動線を明確にしてください。サイン（方向指示板等）、カラー舗装、保安柵（バリケード、カラーコーン等）、回転灯、注意灯、ミラー等を適宜活用し、視認性と誘導性を高めてください。
- (c) 適切に交通誘導警備員等を配置し、利用者を安全に誘導してください。

エ 近隣対応・対策業務

- (a) 事業者は、工事中において、「富山県土木部 土木工事共通仕様書」、「土木工事標準仕様書」及び「電気設備工事標準仕様書」を遵守し、安全対策を行ってください。
- (b) 工事を円滑に推進できるように、必要に応じて、工事の実施状況の説明及び調整を十分に行ってください。

オ 工事監理進捗報告書類の提出

事業者は、工事期間中に、次の書類を工事の進捗状況に応じて遅滞なく本市に提出してください。

- | | |
|----------------------|----|
| (a) 工事工程表（全期間及び月間） | 1部 |
| (b) 工事報告書（工事進捗状況報告書） | 1部 |
| (c) 工事監理報告書 | 1部 |

カ 施工進捗報告書類の提出

工事を行う者は、工事期間中に、次の書類を工事監理者に提出してください。工事監理者は、内容を確認した提出書類一式を、工事の進捗状況に応じて遅滞なく本市に提出してください。

(a) 各種施工図	1 部
(b) 機器承諾願	1 部
(c) 残土処分計画書	1 部
(d) 産業廃棄物処分計画書	1 部
(e) 再資源利用（促進）計画書	1 部
(f) 主要工事施工計画書	1 部
(g) 承諾願（生コン配合計画書）	1 部
(h) 承諾願（各種材料承諾願）	1 部
(i) 報告書（各種試験結果報告書）	1 部
(j) 報告書（各種出荷証明）	1 部
(k) 報告書（マニフェスト各種）	1 部
(l) その他必要書類	1 部
(m) 上記の全てのデジタルデータ	一式

キ その他

原則として、工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合にはこの限りではありません。

(4) 完成時業務

事業者は、以下に示す完成時業務を、整備業務期間中に行ってください。

ア 自主完成検査及び完了検査

自主完成検査及び完了検査は、次の「(ア) 事業者による自主完成検査」及び「(イ) 本市の完了検査」の規定に基づき実施してください。

(ア) 事業者による自主完成検査

- (a) 事業者は、事業者の責任及び費用において自主完成検査を実施してください。
- (b) 自主完成検査の実施については、それらの実施日の7日前までに本市に書面で通知してください。
- (c) 事業者は、本市に対して自主完成検査の結果を、その他の検査結果に関する書類の写しを添えて報告してください。

(イ) 本市の完了検査

本市は、事業者による上記の自主完成検査の終了後、特定公園施設について、次の方法により完了検査を実施します。

- (a) 本市は、整備工事を行う者及び工事監理者の立会いの下で、完了検査を実施し、当該検査の結果を事業者に通知するものとします。
- (b) 完成検査は、本市が確認した設計図書との照合により実施するものとします。
- (c) 事業者は、本市の行う完了検査の結果、是正又は改善を求められた場合、速やかにその内容について是正又は改善し、再検査を受けてください。なお、再検査の手続きは完了検査の手続きと同様とします。
- (d) 事業者は、本市による完了検査後、是正事項又は改善事項がない場合には、本市から検査調書完了検討確認通知書を受けるものとします。

イ 完成図書の提出

事業者は、本市による完了検査に必要な次の完成図書を提出してください。提出時の体裁等については、別途本市の指示するところによります。

【完成時の提出書類】

- | | | |
|-----|---------------------------------------|-----------|
| (a) | 工事完了届 | 1部 |
| (b) | 工事記録写真 | 1部 |
| (c) | 竣工図（広場） | 一式（製本図1部） |
| (d) | 竣工図（既存駐車場） | 一式（製本図1部） |
| (e) | 竣工図（園路等の平面図、
雨水排水・電気に係る系統図等） | 一式（製本図1部） |
| (f) | 材料搬入実績調書 | 1部 |
| (g) | 出来形報告書 | 1部 |
| (h) | 完成調書（完成引渡書類、
官公署等への許可書類一覧表、保証書を含む） | 1部 |
| (i) | 竣工写真 | 1部 |
| (j) | 要求水準書との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (k) | 公募設置等計画との整合性の確認結果報告書 | 1部 |
| (l) | その他必要書類 | |
| (m) | 上記の全てのデジタルデータ | 一式 |

第5 特定公園施設等の管理業務

対象は特定公園施設の広場、園路及び駐車場、公園施設の連絡橋とします。

1 維持管理業務総則

事業者は、特定公園施設等の機能及び性能等を常時適切な状態に維持管理し、利用者が安全・快適に本広場を利用でき、かつ、本広場の運営に支障を及ぼすことがないように、以下の内容の維持管理業務を実施してください。

(1) 業務の対象範囲

特定公園施設等の維持管理業務は、協定書等、維持管理業務仕様書及び維持管理業務計画書に基づいて、事業者の責任において行うものとします。

維持管理業務の対象は、「資料2 事業用地（管理区域）」に示す範囲としてください。ただし、公募対象公園施設の設置範囲は除きます。

(2) 業務の基本的な考え方

事業者は、以下の事項を基本的な考え方として維持管理業務を実施してください。

- (a) 関連法令等を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施してください。
- (b) 多様な利用者やニーズに応じ、きめ細かくかつ柔軟性のある維持管理を行ってください。
- (c) 特定公園施設等の機能及び性能等を保全するための維持管理を行ってください。
- (d) 本広場の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、利用者が、安心して利用できる維持管理を行ってください。
- (e) 広場及び駐車場のごみや植栽の落ち葉等の飛散により、周辺地域に迷惑を及ぼさないよう、日常的に点検・清掃等を行ってください。
- (f) 広場及び駐車場で発生したごみ処理については、事業者が適正に処理してください。
- (g) 利用者の利便性の向上や効率的かつ効果的な運営を踏まえた維持管理を行ってください。
- (h) 事業期間が終了してからも適切な機能及び性能等を維持することができるように維持管理を行ってください。
- (i) 本市による機械除雪の範囲は駐車場のみ、ロードヒーティングによる融雪は、市道から連絡橋までの園路のみです。それ以外の範囲については事業者にて実施してください（原則、散水による消雪は不可）。

- (j) 管理区域内において、日常清掃（ごみ拾い、落ち葉拾い等）を実施してください。また、荒天時前後については、施設に異常がないかを確認し、修繕が必要な場合については、本市に連絡してください。

(3) 業務実施体制

事業者は、維持管理業務の実施に当たり維持管理責任者及び業務担当者を配置し、その実施体制（総括責任者、業務責任者及び業務担当者の経歴を明示した履歴書並びに名簿等を含む。）を、毎年度の維持管理業務計画書と併せて、本市に届け出てください。業務担当者の配置にあたっては、以下の事項に留意してください。

- (a) 事業者は、適切で丁寧な作業を実施できるよう、業務実施に最適と考えられる業務担当者を選定してください。
- (b) 法令等により資格を必要とする業務の場合には、有資格者を業務担当者を選任し、事前にその氏名及び資格を本市に通知してください。
- (c) 各業務担当者に対して、能力開発研修を定期的に行う等、質の高い維持管理業務を継続的に実施するよう努めてください。
- (d) 業務担当者は、本広場の維持管理業務の従事者であることを容易に識別できるようにした上で、作業に従事してください。
- (e) 事業者は、業務担当者が他に不快感を与えないような服装かつ態度で作業を実施するよう、十分指導監督してください。

(4) 維持管理業務仕様書

事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本市と協議の上、業務範囲、実施内容、実施方法並びに本市による履行確認手続等を明記した維持管理業務仕様書を任意の様式により作成し、維持管理業務開始予定日の1か月前までに本市へ提出し、本市の承諾を得てください。本市は、要求水準書及び公募設置等計画との整合がとれたものであることを確認したうえで、事業者が提出する維持管理業務仕様書を承諾します。

維持管理業務の詳細な内容及びその実施頻度等は、要求水準書に示す内容を最低基準として事業者が提案するものとし、事業者は、これらについて維持管理業務開始予定日の3か月前から本市と十分に協議を行ったうえで、維持管理業務仕様書の提出を行ってください。

(5) 維持管理業務計画書

事業者は、毎年度の維持管理業務の実施に先立ち、当該年度の実施体制、実施工程、収支計画書、非常時の対応体制、その他必要な項目を記載した維持管理業務計画書を作成し、本市に提出し、本市の承諾を得てください。

なお、維持管理業務計画書は、当該業務実施年度の前年度の2月末日までに本市に提出してください。

(6) 維持管理業務報告書

事業者は、維持管理業務に係る業務報告書（月次報告書及び年次報告書）を作成し、必要に応じて各種記録、図面等と併せて本市に提出してください。月次報告書については、毎月10日までに提出してください。

毎事業年度の年次報告書は、管理業務の実施状況、収支状況、その他必要な項目を記載し、毎年3月末日までに本市に提出してください。

なお、これら一連の書類については、事業期間を通じて保管し、管理してください。

(7) 業務実施上の留意点

ア 法令の遵守

事業者は、関係法令、関係技術基準等を充足した維持管理業務計画書を作成し、これに基づき業務を実施してください。

イ 周辺環境への配慮

事業者が行う業務の対象範囲とその周辺環境との空間的な連続性に配慮し、植栽等の管理方法を調整するなど、本広場全体として良好な状態が維持されるよう維持管理業務を行ってください。

ウ 点検及び不具合等への対応

点検及び不具合等への対応は、維持管理業務計画書に定めらうえで、適時適切に実施してください。

特に、不具合等への対応については、速やかに実施してください。

エ 緊急時の対応

- (a) 事故、火災等による非常時及び緊急時の対応について、あらかじめ本市と協議し、維持管理業務計画書に記載してください。
- (b) 事故、火災等が発生した場合は、維持管理業務計画書に基づき直ちに被害の拡大防止及び復旧に必要な措置を講じるとともに、本市及び関係機関に報告してください。

オ 協議等

- (a) 協議が必要と判断される事項については、事業者は、事前に余裕をもって本市と協議してください。
- (b) 事業者は、維持管理に係る各業務の記録を保管し、本市の求めに応じて速やかに提出できるようにしてください。

カ 関係機関への届出・報告

事業者は、維持管理に係る各業務の責任者に、必要に応じて、関係機関への報告や届出を実施させるとともに、緊急時における関係機関への連絡等を行ってください。

2 維持管理業務要求水準

特定公園施設等の維持管理業務は、以下の内容で構成するものとします。

- ① 広場の管理業務
- ② 駐車場の管理業務
- ③ 連絡橋の管理業務
- ④ 園路の管理業務

なお、特定公園施設として整備する照明、植栽（広場の芝生地を除く）、芝側溝、U字溝、園路は、本市にて修繕を行います。

(1) 広場の管理業務

事業者は広場の芝生地において、以下に示す日常管理を行ってください。

(ア) 芝刈り

- (a) 芝生地内にある石、あき缶等障害物はあらかじめ取り除いてください。
- (b) 芝生地内にある樹木、草花、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込んでください。
- (c) 樹木の根際、さく類のまわりなど、機械刈りが不適當又は不能の場合は手刈りとしてください。
- (d) 縁切りは、寄植え、施設等にはほふく茎が侵入しないよう寄植類にあっては、樹冠の垂直投影線より 10cm 程度外側で垂直に切込み、せん除をしてください。
- (e) 刈取った芝は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃してください。

(イ) 施肥

- (a) 芝生の生育状態に適合するものを適量使用してください（例：ホルム態窒素（N:P :K :Mg）= 10 : 10 : 10 : 3 80kg/1,000 m²）。ただし、とくに本市が指示する場合はこの限りではありません。
- (b) 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布してください。

- (c) 肥料を施す場合は、原則として降雨直後等で葉面がぬれているときは行わないでください。
- (ウ) 除草
- a 抜取除草
 - (a) 芝生をいためないよう、除草器具などを持ちいて、根よりていねいに抜き取ってください。
 - (b) 抜き取った雑草は、すみやかに処理するとともに、除草跡はきれいに清掃してください。
 - b 薬剤除草
 - (a) 除草剤は、発生した雑草等を見極め、効果的な登録農薬を適量で使用してください。
 - (b) 実施に先立ち、対象となる雑草の種類、生育段階（休眠期、発芽期、幼葉期、盛期）除草剤に対する性質等、並びに使用する除草剤の使用方法、実施日、及び公園利用者への周知徹底の方法について市と協議してください。
 - (c) 散布日は、風、日照、降雨等の天候条件を考慮し、薬害及びドリフトに十分注意して実施してください。
 - (d) 希釈液は、規定の濃度となるよう正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布してください。
 - (e) 芝生地の灌木、草花、公園利用者及び隣地等にかからないよう十分注意してください。
 - (f) 春施用では土壌処理除草剤と茎葉処理除草剤の混合（例：フラザルスフロロン剤 0.02 g/m²、もしくはリムスフロロン剤 0.005g/m²とハロスフロロンメチル剤 0.035 g/m²など）、また秋施用では土壌処理除草剤と茎葉処理除草剤の混合（例：プロジアミン剤 0.15 g/m²とイソキサベン・フロラスラム剤 0.04 g/m²）を使用すること。展着剤は機能性エーテル型 5～10 ml/10l 等とし、散布水量は 0.2l/m²を標準とします。これにより難しい場合は、本市の承諾を受けてください。
 - (g) 除草剤散布に際して、芝生の根に障害の発生が起こらないように考慮するとともに、長期に亘り持続性の保たれるよう考慮してください。
 - (h) 斜面には散布しないでください。
- (エ) 目土掛け
- (a) 目土は植物の根茎、ガレキ等がなく、必要に応じてふるい分けしたものをういてください。土壌改良剤及び肥料を混入する場合は、規定の混入率となるよう、念入りに混合してください。
 - (b) 目土は 3mm（5,500kg/ 1,000 m²）を標準とし、とんぼ等を用いて、むらなく均一に十分すり込んでください。なお、芝生

面に不陸がある場合は、不陸調整を勘案しながら行ってください。

(c) 目土は、小矢部市安楽寺産等の山砂又は、洗砂とします。

(2) 駐車場の管理業務

ア 日常点検・安全管理

- a 日常的に巡回し、駐車場の様子や危険箇所の有無などに留意して点検を行ってください。
- b 利用者の安全を確保するよう、巡回を実施してください。
- c 不具合等への対応
 - (a) 利用者等の申告等により発見された軽微な不具合等の修理を行ってください。
 - (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処してください。

イ 日常清掃

事業者は、本広場及び広場内施設を、美しく、かつ心地良く、衛生的に保ち、駐車場が円滑に行われるよう、清掃業務を実施してください。

- (a) 駐車場内に散乱する、紙くず、落ち葉等の清掃等を行い、適切に処理してください。
- (b) 花見時期や大規模イベント後に巡回し、ごみの片づけ等を行ってください。

ウ 修繕

事業者は、事業期間中、劣化に伴う機能低下を防止し、利用者が安全かつ快適に利用できるよう実施してください。

舗装剥離等で日常的に発生する不具合に対応するため、その都度修繕を実施してください。1件あたり20万円を超える修繕が必要となった場合や、年間の見込額を超える場合については、本市と事前に協議するものとします。ただし、事業者の責任によるものは、事業者の負担とします。修繕費の報告は、維持管理業務報告書に含むこととします。

修繕の実施にあたっては、事業者がその具体的な修繕方法及び修繕費等を提案し、本市の承諾を得て実施するものとします。

エ 光熱水費

特定公園施設等の管理業務に要する光熱水費は、本市の負担とします。

(3) 連絡橋の管理業務

ア 清掃業務

事業者は連絡橋の通行が円滑に行われるよう、散乱する紙くず、落ち葉等の清掃等を行い、適切に処理するなどの清掃業務を実施してください。

イ ゲート開閉業務

以下の通りとします。

- (a) 開閉は2回／日実施してください。
- (b) 365日対応してください。
- (c) 強風時等の緊急時にはゲートを閉鎖してください。
- (d) 開閉者を明確にし、毎日記録をとってください。
- (e) 閉鎖時に通行者がいないか確認して作業してください。
- (f) 鍵の保管を徹底してください。
- (g) その他詳細は、特定公園施設等に係る維持管理協定書に基づくものとします。

ウ 不具合等への対応

- (a) 落とし物について、安全に配慮して収集してください。収集物は適切に保管するものとします。
- (b) 故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処し、速やかに本市に報告してください。
- (c) 歩行面に施しているロードヒーティングが故障して積雪により通行の妨げになっている場合や、台風等による異常気象時においては、連絡橋の通行を禁止することがあります。本市の指示によりゲートの閉鎖に対応してください。
- (d) 雨水や雪解け水が円滑に排水できない場合、もしくは排水が困難となることが予見される場合は速やかに本市に報告してください（城山側ゲート付近の側溝を含む）。

(4) 園路の管理業務

ア 清掃業務

事業者は園路の通行が円滑に行われるよう、散乱する紙くず、落ち葉等の清掃等を行い、適切に処理するなどの清掃業務を実施してください。

イ 不具合等への対応

路面に施しているロードヒーティングをはじめ、故障、不具合、要望等に対し、迅速に対処し、速やかに本市に報告してください。